

基準寝具補給業務及び洗濯業務委託仕様書

岩手県（以下「甲」という。）の基準寝具補給業務及び洗濯業務を受託者（以下「乙」という。）へ委託するにあたり、この仕様書に定めるところにより実施する。

1 基本事項

業務を行うにあたっては、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知によるほか、クリーニング業法等関係法令並びに契約に定めている条項に基づき、常に清潔留意し、適正に処理するとともに、病院業務の運営に支障をきたさないよう、業務を遂行するとする。

2 委託施設の所在地と作業場所

(1) 施設の所在地

岩手県立胆沢病院（岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地）

(2) 作業場所

リネン室、消毒室、各病棟（リネン庫・リネン棚）、中央処置室、透析室、麻酔科、医師仮眠室、研修医室、手術室、MRI室、運搬に必要な経路及び搬送に必要な経路

3 作業日及び作業時間

(1) 基準寝具補給業務

平日	8時00分から17時00分まで
土曜日	8時00分から12時00分まで
休日	8時00分から12時00分まで

(2) 洗濯業務

平日	8時00分から17時00分まで
土曜日	8時00分から12時00分まで
日曜日	なし
祝日	8時00分から12時00分まで

4 業務内容及び業務量

別記1「基準寝具補給業務内容明細書」及び別記2「洗濯業務内容明細書」のとおり

5 届出

乙は受託業務を行う施設について、クリーニング業法の規定による都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行うこととし、その届出書の写し及び許可証の写しを甲に提出しなければならない。

6 作業従事者

- (1) 乙は、委託業務を実施するにあたり、委託業務が円滑に行われるように従事者を配置するものとする。
- (2) 委託業務の着手前に委託業務に従事させる者の名簿を甲に提出しなければならない。提出後、異動があった場合も同様とする。

7 業務従事者の健康管理及び衛生管理

- (1) 従事者の健康管理について、年2回の健康診断を受託者の負担で実施すること。なお、検査の結果、健康管理上の措置を必要とする者については、病院の衛生管理者の指示に従うこと。
- (2) 岩手県立胆沢病院「院内感染予防対策マニュアル」に定める内容を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

8 接遇について

- (1) 来院者への対応は、思いやりの気持ちを持って笑顔で接すること。
- (2) 言葉遣いは、命令調にならないよう敬語を用いて丁寧に話すこと。
- (3) 作業中は、常に清潔な制服を着用し、会社名、氏名を記載した名札を付けること。
- (4) 来院者及び職員に不快感を与えることのないよう、私語を慎み、言葉、身だしなみ等には十分留意すること。
- (5) 業務上知り得た病院及び病院の所属職員並びに患者等の情報は、他に漏らさないこと。

9 従事者の教育

- (1) 乙は、従事者に対し、この仕様書及び明細書の内容を周知させるとともに、作業に必要な知識の習得、衛生管理、事故防止対策及び接遇について指導すること。
- (2) 院内で開催される研修会へ参加すること。

10 責任者の選任

乙は、甲との連絡調整等にあたらせるため、作業員のうちから作業責任者1人を選任し、甲に報告すること。

11 業務完了報告書の提出

乙は、毎日の業務が完了した都度、別紙「基準寝具補給業務及び洗濯業務完了報告書」を甲に提出し、甲の完了確認を受けなければならない。

12 緊急時の対応

火災、地震等の非常時には、自衛消防隊員として甲の指揮下に入り、その対策に従事すること。

13 その他の事項

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合又は、本仕様書に記載のない事項については、甲と乙が協議するものとする。

<基準寝具補給に関すること>

1 基準寝具補給業務の基本的事項

- (1) 寝具・病衣の補給、回収、交換は寝具伝票に基づき行うこと。
- (2) 寝具・病衣は、甲の指示により各病棟リネン棚に保管すること。
- (3) 入院に伴い使用した分の寝具・病衣を各病棟リネン棚に補給すること。
- (4) 退院に伴い発生した寝具・病衣は各病棟リネン庫から、甲の指示により回収すること。
- (5) 寝具・病衣の定期交換時は、甲の指示した数量、場所に従い補給し、且つ、回収すること。
- (6) 透析室、中央処置室、麻酔科、R I 室で使用する寝具・病衣は甲の指示により補給し、且つ、回収すること。
- (7) 医師仮眠室、研修医室で使用する寝具は、甲の指示により補給し、且つ、回収すること。
- (8) 寝具・病衣の回収時は、甲の指示により、使用患者別（一般患者、結核患者、ウイルス感染のおそれがある患者）に分けて回収すること。
- (9) 回収した寝具・病衣は、感染性の疑いのある洗濯物（以下「感染性洗濯物」という）と感染性洗濯物以外とに区分けし、それぞれこの要領に従って処理すること。
- (10) リネン室には清潔なりネン類のみ置くこととし、当該物品以外は他の室に置くこと。

2 回収した感染性洗濯物について

結核患者又はウイルス感染の恐れがある患者に使用した寝具・病衣、もしくは膿、血液、その他分泌液等で汚染されたものは、アクアフィルムバックへ入れることとする。

3 寝具・病衣等集配車への配達及び收受

作業員は、使用済みの寝具・病衣を集配車へ配達し、收受した寝具・病衣をリネン室に保管、整理すること。

4 掛布団（毛布）の包布掛け

收受した掛布団（毛布）には、予め補給業務を行う前に、包布掛けを行うこと。

5 業務スケジュールについて

別紙「基準寝具補給業務スケジュール」により作業すること。

<洗濯業務に関すること>

1 洗濯物の回収について

手術室には、甲の指示により、予め洗濯物収集容器を設置することとし、甲の指示により回収すること。

2 依頼された洗濯物の区分け

甲より依頼を受けた洗濯物は、甲の指示により、使用患者別（一般患者、結核患者、ウイルス感染の恐れのある患者）に分けて受け取ること。

3 洗濯について

洗濯は、厚生省通知に定める基準に従い実施するものとし、特に次の点に留意すること。

- (1) 膿、血液、その他分泌液で汚染されたもの又は、汚染の甚だしいものについては、アクアフィルムバックに入れたままで洗濯すること。
- (2) 破損、型くずれ又は、収縮の恐れのある洗濯物は、ネットに入れて処理すること。
- (3) すすぎ等を行った後の洗濯物に、薬品及び洗剤等が残留しないようにすること。
- (4) 未洗濯物と洗濯を終えたものとは、区別して衛生的に取り扱うこと。

5 返納について

- (1) 返納する際、甲の検収を受けることとし、検収の結果不良となったものについては再度洗濯し、速やかに返納すること。
- (2) 上記（1）不良となったものが発生したときは、甲に報告することとし、原因追求後、甲の指示により改善すること。

<<共通事項>>

- 1 寝具・病衣及び洗濯物の搬送には、4, 5, 6号（業務用）エレベーターを使用すること。
- 2 施設内は毎日清掃し、その清潔保持に努めること。なお、照明器具、換気設備は定期的に点検清掃すること。
- 3 洗濯機、乾燥機等の器械器具は、業務上必要な保持点検を行い、適正に使用できるように整備すること。
- 4 業務に必要な薬品、洗剤及び消耗品等は、乙の負担とすること。
- 5 業務のために使用する薬品及び洗剤等は、すべて使用前に甲の検査に合格した物又は、予め同意を得た物と同一規格の物を使用すること。なお、洗剤、消毒剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の戸棚等に保管すること。
- 6 使用する電気、水道等の光熱水費は、節約に努めること。

基準寝具補給スケジュール

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	休日	
8時～	伝票集め MRI・透析室定期交換(回収)	伝票集め MRI・透析室定期交換(回収)	伝票集め MRI・透析室定期交換(回収)	伝票集め MRI・透析室定期交換(回収)	伝票集め MRI・透析室定期交換(回収)	伝票集め 透析室定期交換(回収)	伝票集め 透析室定期交換(回収)	
8時30分～	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	
9時15分～							掛け布団の 包布掛け作業	掛け布団の 包布掛け作業
9時45分～	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	病棟清拭タオル回収	
10時30分～							伝票集め	伝票集め
11時～ ～12時							補給・回収作業 リネン最終補給 各種伝票整理	補給・回収作業 リネン最終補給 各種伝票整理
13時～	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収	掛け布団の包布掛け 作業、補給・回収作業 病棟清拭タオル回収		
14時～	6階病棟定期交換	4・8階病棟定期交換	7階病棟定期交換	3階病棟、麻酔科定期 交換	5階病棟定期交換			
15時15分～	伝票集め 病棟清拭タオル回収	伝票集め 病棟清拭タオル回収	伝票集め 病棟清拭タオル回収	伝票集め 病棟清拭タオル回収	伝票集め 病棟清拭タオル回収			
15時45分～	補給・回収作業	補給・回収作業	補給・回収作業	補給・回収作業	補給・回収作業			
16時15分～	リネン 最終補給	リネン 最終補給	リネン 最終補給	リネン 最終補給	リネン 最終補給			
16時45分～ ～17時	各種伝票整理等 中央処置室・麻酔科 定期交換(補充)	各種伝票整理等 中央処置室・麻酔科 定期交換(補充)	各種伝票整理等 中央処置室・麻酔科 定期交換(補充)	各種伝票整理等 中央処置室・麻酔科 定期交換(補充)	各種伝票整理等 中央処置室・麻酔科 定期交換(補充)	各種伝票整理等 中央処置室・麻酔科 定期交換(補充)		

※スケジュールは随時変更できるものとする。

別記 1

基準寝具補給業務内容明細書

1 業務内容及び業務量

作 業 項 目	種 類	見込数量（1ヶ月）	備 考
入院に伴い使用した分の寝具・病衣の各病棟（リネン棚）への補給	寝 具	750	
	病 衣	750	
退院に伴い発生した使用済の寝具・病衣の回収、洗濯、保管及び整理	寝 具	750	
	病 衣	750	
病棟の寝具・病衣定期交換時における病棟への補給	寝 具	1,400	
	病 衣	2,800	
病棟の寝具・病衣定期交換時における回収、洗濯、保管及び整理	寝 具	1,400	
	病 衣	2,800	
MRI、透析室で使用する寝具・病衣の補給	寝 具	150	
	病 衣	200	
MRI、透析室の使用済寝具・病衣の回収、洗濯、保管及び整理	寝 具	150	
	病 衣	200	
中央処置室（化学療法室）、麻酔科外来で使用する寝具・病衣の補給	寝 具	600	
	病 衣	2,000	
中央処置室（化学療法室）、麻酔科外来の使用済寝具・病衣の回収、洗濯、保管及び整理	寝 具	600	
	病 衣	2,000	
医師仮眠室、研修医室で使用する寝具の補給	寝 具	10	
医師仮眠室及び研修医室の使用済寝具の回収、洗濯、保管及び整理	寝 具	10	
掛布団（毛布）の包布掛け	寝 具	3,000	

2 上記以外の業務

- (1) 各病棟よりの伝票収集（1日2回）
- (2) 基準寝具補給業務及び洗濯業務完了報告書の作成、各種伝票の記入・整理等（1日1回）
- (3) 集配車への配達、收受及び保管・整理（週6回）
- (4) その他基準寝具補給業務に関する必要業務

別記 2

洗濯業務内容明細書

1 業務の内容

- (1) 病院業務運営上必要な洗濯物の洗浄及び乾燥処理
- (2) 洗濯物の破損、ほつれ等の補修
- (3) ボタン等の付属品脱着の取り付け
- (4) 洗濯物の回収、仕上がり洗濯物の返納搬送
- (5) その他洗濯業務に関する必要な業務

2 業務量

品 名	1ヶ月当たり 業務見込数量	品 名	1ヶ月当たり 業務見込数量
患者用シャツ類	85	ベルジェンヌ	50
患者用下ズボン類	30	ベットパット	8
手術用圧布	25	包布	50
手術用手術衣	2,220	シーツ	50
手術用ズボン	1,950	ドローシーツ	55
手術用帽子	40	枕	20
バスタオル	1,110	枕カバー	40
タオルケット	270	病衣	95
タオル(小)	9,920	その他	45
その他(予防衣、バスマット、ソックス、帽子等)	3,470		
		合計	19,533